

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

北津軽郡鶴田町長 殿

申請者 住所
氏名
(申請代理人) 住所
氏名

所在地	
家屋番号	
建築年月日	平成 年 月 日
取得年月日	令和 年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 ((ロ)(a)の場合に記入)	円
売買価格 ((ロ)(a)の場合に記入)	円

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 (ニ) 取得 } がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因(移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

鶴税証第 号

鶴田町長 相川正光

(記載要領)

1. ()の中は、(イ)、又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを、(ロ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)(b)のうち該当するものを○印で囲んでください。
2. (代理人)の住所、氏名等は、当該申請書を申請者に代わって申請する場合に記載してください。
この場合、申請者の住所、氏名も必ず記載してください。
3. 「建築年月日」の欄は、(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないでください。
4. 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載してください。なお、(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないでください。
5. 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。
6. 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。
7. 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載してください。
8. 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲んでください。
9. 家屋が建築基準法施行規則及び昭和62年4月1日付け建設省住指発第106号に定める高床式住宅である場合は、「床面積」の欄に高床式住宅である旨を注書きしてください。

(添付書類)

- (1) 登記完了証及び登記申請書の写し、又は登記事項証明書
- (2) 住民票
- (3) 転入手続きを済ませていない場合は、入居(予定)年月日等を記載した申請者の申立書
- (4) 第41条の(b)、(d)又は(f)に該当するものは、建築後使用されたことのないものである旨の証明書及び売買契約書(競落の場合は、代金納付期限通知書)等を必ず添付してください。
- (5) 第41条の(c)、(d)に該当するものは、長期優良住宅の認定通知書の写しを必ず添付してください。
- (6) 第41条の(e)、(f)に該当するものは、低炭素住宅の認定通知書の写しを必ず添付してください。
- (7) 第42条第1項に該当するものは、登記事項証明書、売買契約書(競落の場合は、代金納付期限通知書)等を必ず添付してください。
- (8) 第42条第1項に該当するもので、新耐震基準を満たす家屋については「耐震基準適合証明書」又は「住宅性能評価書」を必ず添付してください。

※ 全ての書類は写しで結構です。